

狛江市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

狛江市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「政務活動費に係る収入及び支出の報告書（第1号様式及び第2号様式。以下「収支報告書」という。）」を「規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）」に改める。

第1号様式及び第2号様式を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>(収支報告書の提出)</p> <p>第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、<u>規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）</u>を作成し、当該政務活動費に係る領収書等を添付して議長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(収支報告書の提出)</p> <p>第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、<u>政務活動費に係る収入及び支出の報告書（第1号様式及び第2号様式。以下「収支報告書」という。）</u>を作成し、当該政務活動費に係る領収書等を添付して議長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第1号様式及び第2号様式（省略）</u></p>

令和3年3月26日 原案可決